

第5章

成年後見制度利用促進計画

第5章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人の生活や権利を守り、地域で自分らしく安心して暮らせるように支援する制度で、本人の判断能力が不十分になって保護の必要性が生じた場合に、家庭裁判所に申立てをして、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を決めておく「任意後見制度」があります。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016）年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、平成29（2017）年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

同法第14条第1項において、市町村は、国の計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされていることから、本章を同法に基づく計画として位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ることとします。

2 本市の現状

本市の高齢化率は28.3%（令和2年国勢調査）となっており、今後も高齢化の進行が見込まれるほか、認知症高齢者や知的・精神の障害者手帳所持者も増加傾向にあります。

本市では、成年後見制度の市長による審判の申立や後見人等への報酬助成を行っているほか、平成30（2018）年10月には、成年後見センターを設置し、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度に関する相談、制度の利用支援、広報啓発に取り組んでいます。

なお、鹿児島家庭裁判所管内における令和2年中の申立件数は377件、利用者数は3,236人となっており、類型別で見ると後見が最も多くなっています。

鹿児島家庭裁判所管内における成年後見制度申立件数の推移

(単位：件)

類 型	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後 見	317	293	320	315	267
保 佐	61	58	72	70	77
補 助	12	16	16	21	23
任意後見	2	4	1	5	10
合 計	392	371	409	411	377

(提供：鹿児島家庭裁判所)

鹿児島家庭裁判所管内における成年後見制度利用者数の推移

(単位：人)

類型	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後見	2,476	2,533	2,597	2,643	2,627
保佐	350	387	422	466	497
補助	64	75	78	91	96
任意後見	22	22	18	15	16
合計	2,912	3,017	3,115	3,215	3,236

(提供：鹿児島家庭裁判所)

※各年12月末時点

本市における成年後見制度市長申立や後見人等への報酬助成の状況

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市長申立	44	26	27	26	27
報酬助成	35	55	77	109	127

成年後見センターの概要

1 目的

認知症や知的・精神障害等により成年後見人等による支援が必要な人を適切に成年後見制度の利用につなげるための支援を行い、これらの方々が地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進を図ります。

2 開所日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
(休日及び12月29日～1月3日を除く)

3 主な業務内容 【 】内は令和2年度実績

(1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援

① 相談員による相談【相談件数：690件】

センターの相談員が、成年後見制度の説明や利用手続きの助言など制度に関する相談に電話・面談・訪問で応じます。

② 専門職による相談【相談件数：33件】

法律的な知識や判断が必要な成年後見制度に関する相談について、弁護士又は司法書士が面談で応じます。

③ 専門ケース会議【開催回数：5回】

総合的な専門的知見が必要な事案について、市や専門職団体等を構成メンバーとする会議で、成年後見制度の必要性や適切な支援内容を検討し、相談者に助言を行います。

(2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

① 講演会、講座等の開催【参加者数：講演会117人／1回・講座59人／2回】

② 地域での研修会等に講師として相談員を派遣【参加者数：369人／17回】

③ 病院や介護施設等への訪問による周知広報【訪問件数：154件】

④ パンフレット等の作成

3 課題

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた本市の課題を整理しました。

(1) 成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

市民の権利や利益が守られるためには、成年後見制度の適切な利用が必要となります。そのため、制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるために、本人に身近な福祉・医療・地域の関係者が必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職団体が専門的助言・相談対応等の支援に加わる仕組みを整備する必要があります。

また、認知症高齢者等の増加傾向により、成年後見人等の需要が増すことが見込まれ、後見人等の担い手の確保が必要となります。

(2) 利用者がメリットを実感できる制度運用

成年後見制度において、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用としていく必要があります。

(3) 制度理解と不正防止の仕組み

現状の成年後見制度において、社会生活上で大きな支障が生じていない場合や、又は生じている場合であっても、制度の周知が進んでいないために、利用に至らないといった実情があります。

そのため、制度の広報及び周知を図り、制度の利用が必要な人に利用してもらえる環境づくりが必要となります。

また、利用者が安心かつ安全に利用できるように、家庭裁判所の監督はもちろんのこと、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が連携して支援を行う必要があります。

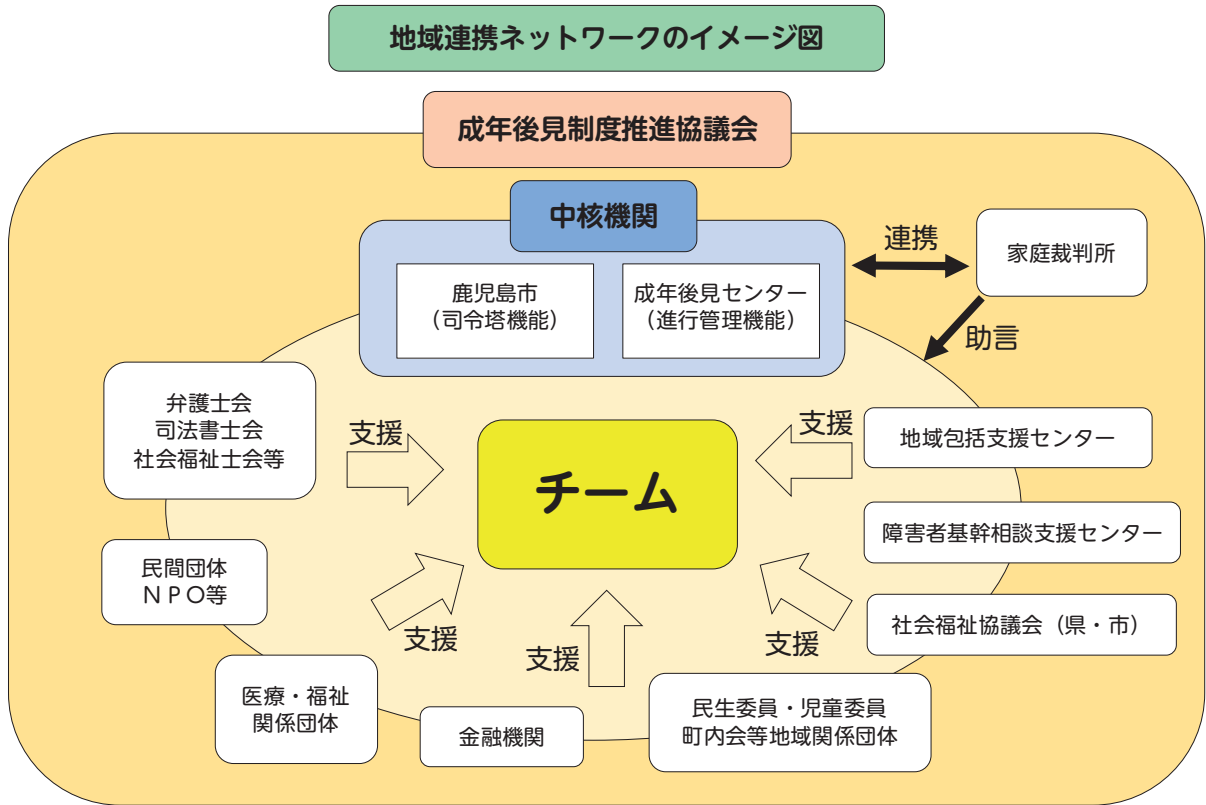
4 主な取組

(1) 成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

① 地域連携ネットワークの構築

制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるために、福祉・医療・地域のさまざまな団体等の既存のネットワークに、金融機関や司法関係団体等を加えた地域連携の仕組みを構築します。

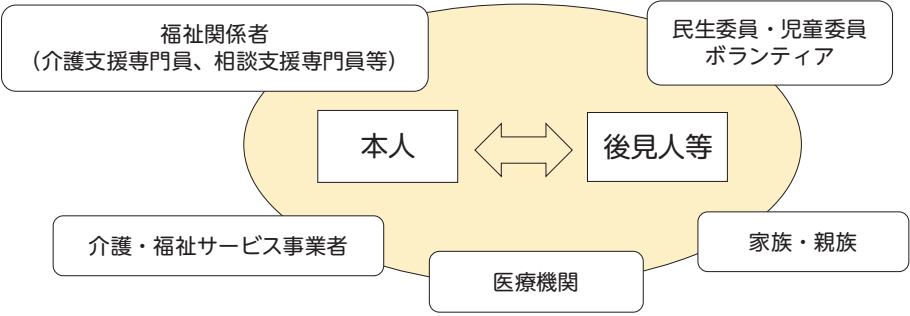
また、本人の状況に応じて、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人等が協力して日常的に本人を見守ることで、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくり、福祉・法律の専門職団体や関係機関等が専門的助言・相談対応等の支援に加わる仕組みを整備します。



チームとは…
本人に身近な関係者と後見人等が
一緒になって、日常的に本人を見
守り、本人の意思や状況を継続的
に把握し必要な支援を行う体制

チームのイメージ図

※協議会を構成する構成団体より必要に応じてチーム支援に加わる。



② 体制の整備

ア 中核機関の設置・運営

中核機関は、地域連携ネットワークが、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を効果的に果たすための司令塔として事務局を担います。

本市では、政策的な判断・対応を行う市と、支援の実践・連携を担う成年後見センターを中核機関と位置づけます。

地域連携ネットワーク及び中核機関が果たす4つの機能

	機能を果たすために整備を図る主な取組
広 報 機 能	①成年後見制度にかかる講演会、講座等の開催 ②研修会等に講師として相談員を派遣
相 談 機 能	①相談員や専門職による相談支援 ②適切な制度利用に繋げる関係機関へのつなぎ
成年後見制度 利用促進機能	①本人の特性を踏まえた後見人等の選任支援（受任調整） ②市民後見人の育成 ③地域連携ネットワークの「チーム」、「協議会」運営の司令塔
後見人支援機能	後見人支援について、必要に応じて関係機関への連絡・協議

※成年後見センターにおいて、広報機能、相談機能については既に整備済みで、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能については、今後、段階的・計画的に整備します。

イ 鹿児島市成年後見制度推進協議会の運営

協議会は、法律・福祉の専門職団体や関係機関等で構成されています。

事務局は中核機関が担い、団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組み等に関する協議や成年後見制度の利用促進に関する協議、チームへの支援等を通じて把握した課題の情報共有や必要な支援策の検討等を行います。

③ 「チーム」による対応

「チーム」とは、本人に身近な関係者と後見人等と一緒にあって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う体制です。

後見等開始前は、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が「チーム」で見守りを行い、後見等開始後は、法的な権限を有する後見人等が「チーム」に加わり、日常的な関わりを通して本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、意思を尊重した財産の管理や身上の保護を行えるようにします。

また、後見人等が安心して適切に業務に取り組めるよう、中核機関を中心とする地域連携ネットワークを活用した相談しやすい環境づくりに努めます。

④ 市民後見人の育成及び担い手の確保

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中で、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた

第三者後見人等の候補者を指します。

今後、認知症高齢者等の増加傾向により、制度の利用が必要な人の増加が見込まれることから、専門職後見人の不足に対処するため、県や家庭裁判所と連携を図りながら、市民後見人の育成等について検討します。

(2) メリットを実感できる制度運用

① 支援が必要な人の早期発見と把握・早期対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や地域連携ネットワークにより、支援が必要な人を早期に発見し、本人の意思や状況を継続的に把握することで、制度利用につなげるよう支援を行います。

② 本人の意思決定支援及び身上保護と財産管理

後見人等が利用者に対し、財産管理の側面のみではなく、できる限り丁寧に本人の意思をくみ取り、権利を擁護していく意思決定支援・身上保護も重視していくために、「チーム」による支援体制の構築を図ります。

また、中核機関が本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝え、本人の特性を十分に踏まえた後見人等が選任されるようにするための検討を行います。

③ 成年後見制度と他のサービスとの連携

適切な後見類型等の選択など、必要な制度利用につなげるとともに、法定後見制度だけでなく任意後見制度の周知も行い、本人の意思を反映しながら、それぞれの状況に応じた制度の利用を進めます。

また、県社会福祉協議会で行われている「福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）」と連携し、対象者の状況に応じて、スムーズに成年後見制度への移行を図ります。

④ 成年後見制度利用支援

ア 市長による審判の申立（市長申立）

判断能力が十分でない人が後見人等を必要な状況であるにも関わらず、本人や親族等による申立てを行うことが難しい場合に、市長が家庭裁判所に後見人等の選任の申立てを行うことで、制度の利用につなげます。

イ 後見人等への報酬助成

成年後見制度を利用している人で、親族以外の第三者に対する報酬の支払いが難しい場合に、本市が報酬助成を行うことで、安心して制度を利用できるように支援します。

(3) 制度理解と不正防止の仕組み

① 制度の理解と利用促進

医療・介護・福祉サービスの専門職や事業所等へ、制度の利用が必要な人に対して支援が行われるよう制度の周知や普及啓発に努めます。

また、市民や事業所等を対象として、講演会や講座を開催するほか、研修会等へ相談員の派遣を行うなど、制度の理解と利用促進を図ります。

② 不正防止につながる仕組み

成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の充実・強化が必要になります。

家庭裁判所の監督はもちろんのこと、地域連携ネットワークにおける「チーム」での対応や支援を行うことで、不正の未然防止や早期発見につながります。